

一般競争入札心得

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課

(趣旨)

第1条 令和8年度高知県防災士養成講座実施業務の一般競争入札の取扱いについては地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)及び高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加者の資格)

第2条 一般競争入札に参加できる者は、当該業務委託の入札参加者として資格を確認された者(以下「入札参加者」という。)とする。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札保証金として、その者が見積もる契約金額の100分の5以上の金額を納めなければならない。ただし、高知県契約規則(昭和39年規則第12号)第10条に該当する場合は、この限りでない。

(入札の方法等)

第4条 入札者は別記第1号様式による入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、封筒に入れて封かんし、書留郵便により指定する期日までに到達するように郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては持参を認めるものとする。

2 第12条に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れて封かんし、封筒の封皮には各々前記必要事項のほか「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。

3 入札書の住所氏名は、競争入札参加資格申請時に登録した住所氏名を記入し、登録した印を押印しなければならない。法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、会社印、代表者印を押印しなければならない。

4 入札金額はアラビア数字で、ペン又はボールペン(消せるボールペンは不可)で記入し、頭書に「¥」の記号を付記しなければならない。

5 入札金額は訂正することができない。

6 到達した入札書は、取り替え、訂正又は取り消しすることはできない。

(開札)

第5条 開札は、入札公告に記載した開札日時及び場所において行うものとする。

(公正な入札の確保)

第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(入札の辞退)

第8条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。

- (1) 入札執行前であっても、別記第2号様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)する。
- (2) 入札執行中であっても、前号の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。

3 入札を辞退した者又は入札を辞退したものとみなされた者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 不正の行為があった入札
- (2) 入札参加者の記名及び押印を欠く入札
- (3) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札
- (4) 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札、金額を絵取った入札及び不鮮明な入札
- (5) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札（ただし、郵送が困難な場合等においては持参を認める）
- (6) 入札書が指定する期日までに到達していない入札
- (7) その他、入札に関する諸条件に違反した入札

(失格の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をした場合
- (2) 明らかに談合によると認められる入札をした場合

(落札者の決定の方法)

第11条 予定価格以下の価格で入札した者のうち最低価格者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が、二人以上あるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(再度入札等)

第12条 入札価格が予定価格を超える場合は、再度の入札を行う。

2 再度入札は2回(初度入札を含め3回)まで行う。

3 次の各号のいずれかに該当する場合はその入札者は再度入札に参加できないものとする。

(1) 第8条第2項により辞退したとき。

(2) 第10条の規定に基づき失格とされたとき。

4 再度入札(合わせて3回)を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次随意契約の折衝を行うことがある。

(入札不調の場合)

第13条 入札不調(第7条の規定により入札が行われなかった場合(以下この条において「入札不成立」という。)及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。)の場合は、次の者と政令第167条の2第1項第5号及び第8号の規定による随意契約の見積合わせを行う。

(1) 入札参加者が1者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認められる者

(2) 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札(再度入札が行われた場合は、当該再度入札を含む。)を通じて最低価格の入札者

2 前項の随意契約における予定価格調書は、その入札不調となった入札の予定価格調書によらなければならない。

(入札書に記載する金額)

第14条 入札参加者は、交換契約を除き、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

(契約金額)

第15条 契約金額は、交換契約を除き、入札書に記載される金額に、その10%に相当する金額を上乗せしたものとする。なお、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。ただし、単価契約の場合には、契約時における消費税の端数処理を行わず、請求時の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(契約書等の提出等)

第16条 落札者は、落札決定の日から5日(閉庁日を含む)以内に交付された契約書の案に記名押印し、契約担当機関に提出しなければならない。ただし、契約担当者が別途その期日について定めた場合はこの限りではない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約を辞退したものとして、政令第167条の2第1項第9号の規定により随意契約の見積合わせを行うことができる。ただし、その随意契約により決定した相手方が前項に規定する契約書を提出しないときは、随意契約により新たな契約の相手方を決定することはできない。

3 前項の随意契約の見積合わせは、落札辞退者に次いで落札者となるべき者を相手方として行う。

4 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序をみだすおそれがある著しく不相当と認められるときは、当該落札決定を取り消す。この場合には、新たな競争入札の執行により落札者を決定する。

(契約保証金)

第17条 落札者は、契約の締結に際し、規則第39条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第40条の規定により免除された場合又は規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。

2 落札者は、契約保証金の免除(規則第40条第6号による免除を除く。)又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(入札結果の通知)

第18条 落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡し、入札結果は入札記録に取りまとめて高知県危機管理部南海トラフ地震対策課ホームページにおいて公表する。

(異議の申立)

第19条 入札者は、入札後、この心得、仕様書、設計書及びあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所
氏 名

印

入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ下記のとおり入札します。

(単位：円)

金 額												
委託業務名	令和8年度高知県防災士養成講座実施業務											

- 備考1 法人の場合にあつては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。
- 2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をしてその者の住所及び氏名を記入し押印すること。
- 3 入札金額の数字の頭に¥を冠し、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

別記

第2号様式（第8条関係）

入札辞退届

件名 令和8年度高知県防災士養成講座実施業務

上記について、都合により入札を辞退します。

年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所
氏 名

印

備考 法人の場合にあつては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。

なお、代理人が入札辞退届を提出する場合にあつては、委任状を添付すること。